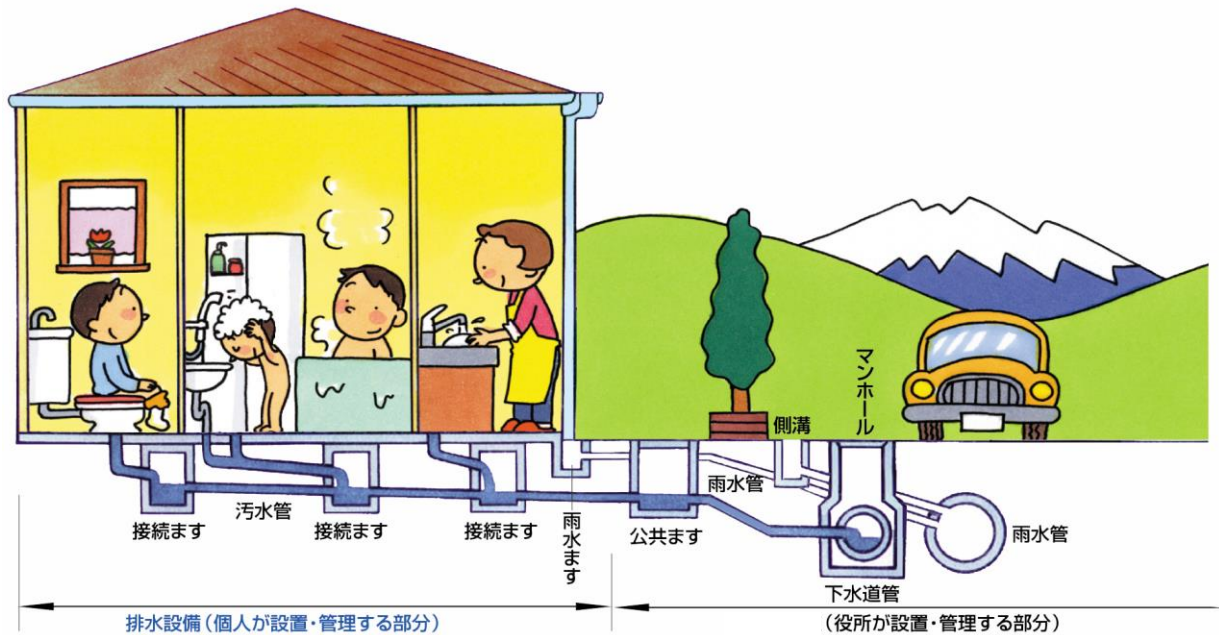


公共下水道への接続工事について

排水設備とは

個人の敷地内に設置し、台所・風呂・水洗トイレなどの汚水を流すための污水管や汚水ますのことです。



- ・ 現在、合併処理浄化槽をご使用のご家庭は、既に設置されている污水管および汚水ますが利用できます。
(污水管・汚水ますの構造、雨水流入の有無を確認し、『技術基準』に適合するものに限り、利用することが出来ます)
- ・ 単独処理浄化槽をご使用のご家庭は、污水管と汚水ますの設置工事が必要となります。
- ・ 汲み取り式トイレご使用のご家庭は、トイレの水洗化工事と污水管と汚水ますの設置工事が必要です。

接続工事の時期について

供用開始の告示があった日から3年以内に接続工事の実施をお願いします。

(明和町公共下水道の設置及び管理に関する条例 第7条)

宅地内の工事費について

下水道接続時の宅地内の工事費はすべて自己負担となります。

工事費については、各ご家庭の工事内容等により変わってきます。詳しくは、『明和町下水道排水設備指定工事店』に見積りを依頼してください。

排水設備工事の流れ

下水道排水設備指定工事店に見積りを依頼します

- ・指定工事店は、依頼者と排水設備工事について相談のうえ設計積算します



工事の依頼（契約）をします



指定工事店が排水設備工事の申請をします

- ・指定工事店は、依頼者と契約後、排水設備計画確認申請書を町へ提出します



町が工事内容についての書類審査をします

- ・町は、排水設備計画確認申請書の内容が基準に適合しているか審査します。適合していれば、排水設備計画確認書により通知します

指定工事店が工事を施工します

- ・排水設備計画確認書に基づいて、工事が行われます



町が工事完了検査を実施します

- ・工事が終わると、指定工事店は、町へ排水設備工事完了届を提出します。そして、町の実施する完成検査に合格すると排水設備検査済証が交付されます

下水道排水設備指定工事店制度について

下水道へ接続するための排水設備工事は、一定の基準にそった適正なものでなければなりません。工事が適正でないと污水管が詰まったりして生活に悪影響を及ぼし、下水道も十分な効果を発揮できません。このため、町では、一定水準以上の技術を持った工事店を指定して、指定工事店でなければ排水設備工事が施工できないよう定めています。

※ 排水設備指定工事店については、明和町ホームページ

(<https://www.town.meiwa.mie.jp/main/soshiki/suidou/gesuidok/1455169812168.html>)

でご確認いただくか、上下水道課にお問い合わせください。

また、申請手続き等で、ご不明な点があればご相談ください。